

日西経済友好会例会報告
「スペインの大きな変化」

2010年9月28日、銀座カフェジュリエ
南山大学法学部 黒田清彦

1. はじめに
2. サパテロ政権下の立法動向
3. よもやま話

1. はじめに

『現代スペイン法入門』（嵯峨野書院）と「日本スペイン法研究会」の宣伝
<http://www.derecho-hispanico.net/>、<http://derecho-hispanicojp.seesaa.net/>

2. サパテロ政権下の立法動向

- ・ 2005年7月 民法改正
- ・ 2006年7月 歴史記憶年宣言法
- ・ 2007年3月 男女平等法
- ・ 2007年12月 歴史記憶法
- ・ 2009年4月 会社組織再編法
- ・ 2010年2月 妊娠中絶法
- ・ 2010年6月 刑法改正
- ・ 2010年7月 資本公司法

2-1. 民法改正：同性婚容認法（ Ley 13/2005, de 1 de julio, por la que se modifica el Código Civil en materia de derecho a contraer matrimonio ）、離婚改正法（ Ley 15/2005, de 8 de julio, por la que se modifican el Código Civil y la Ley de Enjuiciamiento Civil en materia de separación y divorcio ）

- ・ 異性間の婚姻と同様の同性婚を認めた：民 44 条 2 項追加「婚姻締結の両者が同一の性であれ異なる性であれ、婚姻は同一の要件の下に同一の効力を有する」。
- ・ 離婚につき一定の別居期間（1年以上）があることを前提にした裁判上の離婚しか認められていなかった従来の制度を、婚姻締結後3ヶ月を経過すれば裁判上の離婚を請求できるとした：民 81 条、 86 条（協議離婚は従前通り認められていない：民 89 条）。

2-2. 男女平等法：女と男の実効的平等のための法律（ Ley Orgánica 3/2007, de 22 de marzo, para la igualdad efectiva de mujeres y hombres ）

- ・ EU 指令に従う：「雇用へのアクセス、職業訓練および昇進ならびに労働条件に関し、男女待遇平等の原則を適用する」 EC 指令 76/207 号を改正する指令 2002/73 号と「財およびサービスならびにその供給へのアクセスに男女待遇平等の原則を適用する」指令 2004/113 号。
- ・ クオータ（quota）制の導入：40%基準（附則 1）。
- ・ 附則による多くの法律改正：例）父親の育児休業：2日→13日（附則 11 による労働者憲章の改正）。

- ・「企業内平等」エンブレムの認可および使用に関する政令と平等省令。
 - ・コーポレート・ガバナンスとの関係（別紙資料 1 参照）。
- 2－3．歴史記憶法：内戦および独裁の間に迫害または侵害を受けた者の権利を承認して拡大し救済手段を設けるための法律（Ley 52/2007, de 26 de diciembre, por la que se reconocen y amplían derechos y se establecen medidas en favor de quienes padecieron persecución o violencia durante la guerra civil y la dictadura）
- ・経緯、国民の声や反応、具体的な動き（別紙資料 2 参照）
- 2－4．妊娠中絶法：性と生殖の保健および妊娠の任意中絶に関する組織法（Ley Orgánica 2/2010, de 3 de marzo, de salud sexual y productiva y de la interrupción voluntaria del embarazo）
- ・受胎 14 週目までという条件下、親の同意または許可がなくても 16 歳以上であれば未成年者（18 歳未満）でも専門医への中絶依頼が可能（3 日間の熟慮期間が前提）。いわゆる Pro life 派と Pro choice 派との対立。Cfr. 衆議院：賛成 184・反対 158・棄権 1、参議院：賛成 132・反対 126・棄権 1。
- 2－5．刑法改正：刑法典改正に関する組織法（Ley Orgánica 5/2010, de 22 de junio, por la que se modifica la Ley Orgánica 10/1995, de 23 de noviembre, del Código Penal）
- ・犯罪の重罰化：テロ殺人の時効廃止 Cfr. バスクの ETA（Euskadi Ta Askatasuna：祖国と自由）、イスラム過激派テロ；性犯罪、特に児童に対する性的虐待、汚職（贈収賄・違法工事と監督官庁の刑事責任）、不動産の不法占拠や graffiti、交通法規違反など。
 - ・新たな犯罪類型：テロ周辺行為（要員の確保・教育・訓練、テロリストへの資金援助）、臓器違法売買、ハラスメント（acoso laboral o inmobiliario）、ハッカー行為等のネット犯罪、ハイジャック、人身売買、環境汚染など。
- 2－6．企業法の動向（2000 年台）
- ・コーポレート・ガバナンス（拙稿「スペイン株式会社法におけるコーポレートガバナンス」南山法学 31 卷 1・2 合併号 429 頁以下参照）
 - 2002 年 11 月：「金融システム改革法」が制定され、上場会社に社外取締役の過半数で構成される監査委員会を設けるべきことが義務付けられた。
 - 2003 年 7 月：「透明性に関する法律」による株式会社法および証券市場法改正。
 - 2008 年 1 月より自主規制「適正ガバナンス統一コード」（上場会社に適用）。
 - ・EU がらみの改正
 - 2005 年 11 月：ヨーロッパ株式会社に関する規定を株式会社法に追加。
 - 2007 年 7 月：計算関係の規定を EU 基準に合わせて商法に追加。
 - 2007 年 12 月：証券市場法の改正。
 - 2009 年 4 月：会社組織再編法。
 - 2010 年 7 月：資本金会社法。
- 3．よもやま話

資料2 歴史の記憶に関する法律

1. サパテロ政権下における経緯

- ・ 2004年 衆議院本会議決議および閣議決定に基づき「内戦およびフランコ主義の犠牲者の状況を調査するための省庁間委員会」設置：法案準備作業、36民間団体との精力的な会合（公開、時間無制限、数々の請願）、一般市民からの14,000通に上る手紙や文書。
「市民および代表団体が果たした役割ならびに寄せられた豊富な補足文書類が、現状を解明するにつき大きな価値を有し、歴史の記憶に関する法律の起草に決定的な要素となったのです。」——ホアン・フェルナンド・ロペス・アギラール（当時の司法大臣、現ヨーロッパ議会議員）の黒田宛書簡より。
- ・ 2006年7月7日法律により「歴史記憶の年」とされる（第二共和政成立から75周年、内戦勃発から70周年）。
- ・ 2007年10月31日、「歴史の記憶に関する法律」は、衆議院本会議において、国民党（PP）とカタルーニャ共和主義左派（ERC）を除くすべての院内会派の賛成で可決された。
12月26日参議院通過により成立、翌日施行。

2. スペイン国民の声や反応

- ・ 2007年における新聞報道：64%が内戦と独裁の調査を望む（7月18日付エル・パイース紙）。54%が「歴史の記憶に関する法律」に賛成（7月23日付エル・ムンド紙）。
- ・ Pro：独裁の記念物は早期撤回すべきである、「憲法の生みの親たちは、どうして私の祖父をドブに放置しておくのか」（ARMH：歴史の記憶回復協会のWeb. 標題）・・・政府の積極的対応の欠如を批判。
- ・ Anti：一連の措置は古傷を抉るようなもの、行方不明の原因も分からなかった人の遺骸が発掘され、それが共和政府（または反政府）側の犠牲者をひとまとめにした墓穴であることが判明したとき、そして遺族の近くに反政府（または共和政府）側の子孫が存在した場合、新たな憎しみを生むことになる、遺物（唯物）に過ぎない遺骸を今さら発掘して何になる・・・。

3. 法律制定後の具体的な動き

- ・ 同法を具体的に運用する政令の制定：2008年10月3日の閣議決定により、以下の4政令を公布。
i) 内戦総合アーカイブの文書類のカタルーニャ州への原本返却手続き、
ii) 内戦および独裁時代に迫害を受けた人々（または遺族）の復権手続き、
iii) 本法第10条および附則4に基づく臨時賠償手続き、
iv) 国際旅団の義勇兵の国籍取得手続き。
- ・ 海外での動き：例えばキューバでは、本法は「孫たちの法律」と呼ばれ、約15万人のスペイン国籍取得資格者のうち、2万4千人を超えるキューバ人がスペイン領事館に申請し、既に8千人が国籍取得。アルゼンチンでも、40万ないし60万人と推測される有資格者のうち、約1万人が申請。（2009年8月10日付エル・パイース紙）
- ・ 2009年6月25日、フランコの「マドリー名誉市長」・「マドリー金メダル」などの

栄誉を剥奪（市議会決議）。他にも、7月27日バレンシアの軍病院入口に掲げられたフランコ主義を表す紋章の撤去、同日タラゴナ県のアンポスタという町の市議会で「市の名誉メダル」・「永遠の名誉市長」称号の剥奪決議、30日バルセロナ市にあるフランコ主義を表すプレート336個の市予算による撤去開始など。

- ・ガルシア・ロルカの遺骸発掘 ただし2009年10月8日の各紙報道によれば、地質探査の結果、遺骸は従来信じられていた場所には存在せず、銃殺直後に他へ移された模様。

資料1 男女平等

男女平等法第 75 条

簡略式でない損益計算書*を提出すべき義務を負う会社は、本法施行より8年の期間内に、均衡のとれた男女混在に達するまで一定数の女性を取締役に含めるよう務めるものとする。

前項の規定は、本法の施行前に選任された取締役の任期が満了した際に行われる選任については、これを考慮するものとする。

*簡略式損益計算書（Cuenta de pérdidas y ganancias abreviada）

株式会社法（LSA: Ley de Sociedades Anónimas）第176条は一定規模に満たない株式会社の損益計算書は簡略式でよいと定める。これを反対解釈すれば、次の要件を備える株式会社（簡略式でない損益計算書を提出すべき義務を負う）が大会社ということになる。すなわち、引き続き2年度にわたり、

- 1 資産総額 1,140 万€超
- 2 純売上 2,208 万€超
- 3 平均従業員 250 名超

のうち2要件を満たす会社である。

Cfr.

大会社：財務諸表の簡略不可

——資産総額 1,140 万€、純売上 2,208 万€、平均従業員 250 名——（LSA art. 176）

中会社：P/Lの簡略可なるも B/S（純資産変動計算書も）の簡略不可

——資産総額 285 万€、純売上 570 万€、平均従業員 50 名——（LSA art. 175）

小会社：P/Lおよび B/S（純資産変動計算書も）の簡略可

適正ガバナンス統一コード勧告第 15 ジェンダー・ダイヴァシテイ（Diversidad de género）

女性取締役の員数が僅少または不存在のときは、取締役会は、その理由およびかかる状況を矯正する方策を説明すること。特に指名委員会は、新たな空席が生じた際に以下のことを監視すること。

- a) 選出手続きが女性取締役の選出を妨げる暗黙の方針（sesgos implícitos）を有しないこと。
- b) 求められる専門職としての適性（perfil profesional）を備えた女性を会社が然るべく探して有力候補に含めること。